

## 第18回 A R F 閣僚会合議長声明の骨子：

パラ1：日程（7月23日実施）及び議長（議長国インドネシア・マルティ・ナタレガワ外相）

パラ2：全てのA R F 参加国（27カ国）外相及び代理、A S E A N 事務局長が出席

パラ3：A R F の政治・安全保障フォーラムとしての重要性。ハノイ行動計画履行の必要性。予防外交ワークプランの採択。

### **国際情勢に関する議論**

パラ4：昨22日に発生したオスロにおける銃乱射・爆弾テロ及び13日に発生したムンバイにおける爆弾テロによる犠牲への追悼。

パラ5：本年5月の第18回 ASEAN 首脳会合の成果を歓迎。

パラ6：地域安全保障アーキテクチャーに関する議論において、A R F が予防外交の段階に入ったことを歓迎。A R F が他の地域の機関と相乗効果をはかることを奨励。

パラ7：北朝鮮情勢：閣僚は、インドネシア・バリにおける北朝鮮と韓国の六者会合首席代表間の会合を歓迎し、南北対話が今後も続けられることへの期待を表明した。彼らは、南北対話が六者会合再開に向けた環境作りのための努力に対する前向きな一歩であると強調した。この点、閣僚は、六者会合の全てのメンバーが参加するA R F が、六者会合再開のための環境作りに貢献しうる点に留意した。

パラ8：北朝鮮情勢：閣僚は、朝鮮半島における完全で検証可能かつ不可逆的な非核化が、地域の持続的平和及び安定のみならず、グローバルな核不拡散体制の維持のために必要不可欠であることを再確認した。この文脈において、彼らは、北朝鮮のウラン濃縮活動に懸念を表明し、北朝鮮に対し国際的な義務と約束を遵守するよう求めた。更に、彼らは、拉致問題や離散家族再会といった国際社会の人道上の懸念に取り組む重要性を強調した。

パラ9：北朝鮮情勢：北朝鮮は、ウラン濃縮活動は平和目的のための主権国家の正当な権利の行使である旨回答した。拉致問題について、北朝鮮はこの問題は既に解決済みである旨回答した。

パラ10：北朝鮮情勢：一方、日本は、同問題が解決されないままである旨発言した。

パラ 1 1 : 南シナ海情勢 : 閣僚は、A S E A N ・ 中国会合における「南シナ海における関係国の行動宣言 ( D O C )」の履行のためのガイドラインの最近の完成及び採択を歓迎した。更に閣僚は、1 9 8 2 年の国連海洋法条約を含む世界的に受容された国際法の原則に従って、平和、安定及び相互信頼を促進し、地域の紛争の平和的解決を確保するための集团的取組を具体化する A S E A N 加盟国と中国の間のマイルストーンとして、2 0 0 2 年の「南シナ海における関係国の行動宣言 ( D O C )」の重要性及び継続する妥当性を再確認した。彼らは、特に、協力活動やプロジェクトを通じて、南シナ海における信頼醸成や平和強化に資する条件を促進するために、文書及び精神において、D O C が完全かつ効果的に履行されることへの期待を表明した。

パラ 1 2 : 南シナ海情勢 : 閣僚は、南シナ海における海上安全保障及び安全の重要性を再確認した。彼らは、地域の平和、安定、経済成長及び繁栄を維持し、強化するために、南シナ海における平和的、友好的かつ調和的環境を促進する重要性を強調した。閣僚は、全ての当事者に対し、引き続き自制した行動をとることにより、友好的かつ協力的な態度を示すとともに、南シナ海における信頼醸成措置を促進するよう求めた。また、彼らは、D O C に規定されているとおり、南シナ海における地域的な行動規範 ( C O C ) の最終的な確立に向け前進する必要性を奨励した。

パラ 1 3 : ミャンマー情勢 : 閣僚は、ミャンマーから昨年の総選挙、本年 3 月の新政府樹立に続く進捗状況について説明を受け、民主主義に向けた 7 段階ロードマップ達成のための自らの約束を満たすよう奨励した。閣僚は、引き続きミャンマーの改革努力を支援する。この観点から、閣僚はミャンマーが A S E A N や国連と緊密に協力する必要性を強調した。

パラ 1 4 : タイ・カンボジア情勢 : 閣僚は、A S E A N の指定するオブザーバーによる暫定的非軍事地帯へのアクセスを含め、タイ及びカンボジア間の国境問題に関する暫定的措置に関する 2 0 1 1 年 7 月 1 8 日付の国際司法裁判所の指示の重要性を再確認した。また、両国間の係争を平和的手段により解決していくとの両国のコミットメントを歓迎した。

パラ 1 5 : アフガニスタン情勢 : 閣僚は、アフガニスタンにおける復興努力及び民主的統治への平和裏の移行に対する支援を表明。また、閣僚は、アフガニスタンの地方共同体の富の促進及び人材育成のために種々の能力向上支援を行い、同国の経済的進展を促進する必要性を強調した。

パラ 1 6 : 不拡散、軍縮、原子力の平和利用 : 閣僚は、右分野における国際的努力を支持。国際条約等を普遍化させるニーズを確認。核エネルギー平和利用に関する地域内の調整及び

協力における I A E A の中心的役割を確認。

パラ 17：不拡散、軍縮、原子力の平和利用：閣僚は、A S E A N 憲章及び東南アジア非核化地帯 ( S E A N W F Z ) 条約にあるとおり、東南アジアを核を含む大量破壊兵器のない地域として維持することの重要性を改めて強調した。また、閣僚は、地域的・国際的な安定及び安全保障の強化への同条約の貢献を強化するものとして、核保有国による S E A N W F Z 議定書の署名に向けた努力への支持について言及した。

パラ 18：中東和平問題：平和的解決を改めて呼びかけ。最近の北アフリカ情勢に関し、平和的解決及び平和と正義の実現に向けた民衆の期待を尊重する必要性を強調。

パラ 19：フィジー：閣僚は、特に人権問題を含め、同国の問題を懸念を持って注視している旨表明するとともに、民主的状況への回帰への期待を表明。

パラ 20：災害管理：閣僚は、ここ 1 年の間に被災を経験した A R F 参加国への追悼の意を表明。災害救援オペレーションの遂行にあたり軍・民間の調整を確保する「全政府」アプローチを発展させることの重要性を認識。また、閣僚は、インドネシア及び日本の共催による災害救援実動演習 ( A R F ・ D i R E x ) 等を含む A R F の活動が地域の災害対応管理に実質的・実践的に貢献していることを確認。

パラ 21：閣僚は、A R F 以外の地域主要機関における災害管理及び対応に関するアジェンダを考慮に入れるべき旨合意。この文脈で、A R F が、A D M M +、E A S 及び A S E A N ・ A H A センターを含む既存の地域メカニズムとの相乗効果及び調整を追求していくこと、また、人道支援及び災害救援 ( H A D R ) 能力に関する設備やセンター間のネットワークを促進していくことを勧めた。

パラ 22：非伝統的安全保障：テロ対策及び国境を越えた犯罪対策に関し、閣僚は、政治安全保障上の最も重要な地域的メカニズムとして、A R F が、参加国間の調整をとり、脅威対処を図るよう勧めた。

パラ 23：人身取引問題への対処：閣僚は、密航・人身取引問題の対処へのコミットメントを再確認。本件に関する A S E A N 共同声明に従い、密航・人身取引等に関するバリ・プロセスを通じた二国間乃至地域的協力を促進していくことの重要性を合意。

パラ 24：東ティモールの A S E A N 加盟の意思表示に留意。

## これまでの会期間活動のレビュー

パラ 25 : 第 18 期における高級事務レベル会合 (ARF・SOM) 及び信頼醸成措置・予防外交に関する事務レベル会合 (ARF・ISG) の活動のレビュー。

パラ 26 : ARF に対する防衛・国防当局からの貢献を歓迎するとして、国防当局間会合 (DOD) や安全保障政策会議 (ASPC)、ASEAN 国防相会議 (ADMM) に言及。

パラ 27 : 災害救援 ISM : 2010 年 9 月バンコクに於ける会合成果を歓迎。

パラ 28 : 海洋安全保障 ISM : 日本・インドネシア・NZ 共催の 2011 年 2 月東京における会合成果を歓迎。

パラ 29 : 不拡散・軍縮 ISM : 2011 年 2 月ラスベガスに於ける会合成果を歓迎。

パラ 30 : テロ対策及び国境を越える犯罪 (CTTC) ISM : 日本・マレーシア共催の 2011 年 5 月のクアラルンプールにおける会合成果を歓迎。

パラ 31 : その他の第 18 期の活動に言及 (2011 年 1 月の第 5 回 EEP 会合、2011 年 3 月の災害救援実動演習 (DiREx) 等)。

パラ 32 : DiREx : 閣僚は、マナドで 2011 年 3 月 15 日 - 19 日に開催された ARF・DiREx の成果を歓迎。閣僚は、災害救援分野において、「民主導、軍支援」の原則に従った調整能力向上が見られたとして同演習の成果を強調。また、共同演習を 2 年間隔で定期的で開催し、その間に机上演習も開催するとの提案を歓迎した。次期 ARF・DiREx のホスト国となる意志を韓国が示唆したことに閣僚は前向き。

パラ 33 : 国境を越える脅威に関する米コンセプトペーパー の検討の継続について。

パラ 34 : 国際的な情報の安全保障に関するロシアの外相声明案 に留意。また、更なる検討が必要との見解から、信頼醸成及び予防外交に関する次期 ARF・ISG 会合における更なる検討を提案。

パラ 35 : バイオリスク管理に関するコンセプト・ペーパー の承認。

## 次期会期の活動予定

パラ 36 : 閣僚は、ARF は予防外交を推進しつつ、信頼醸成措置を継続すべき旨合意。信頼醸成及び予防外交に関する ARF・ISG 会合の次期議長国としてのカンボジア及び NZ による

立候補を歓迎。

パラ 37：災害救援、テロ対策・国境を越える犯罪対策、不拡散・軍縮の各分科会会合について。次期共同議長国の立候補を歓迎。

パラ 38：来期の A R F 活動予定の承認。

### **ARFの将来的方向**

パラ 39：次期 A R F 議長国カンボジア、副議長国ブルネイを歓迎。

パラ 40：特定の A R F 関連会合の簡素化に言及し、次年度に協議することを提案（簡素化の対象は I S G 及び D O D ）。

パラ 41：海洋安全保障ワークプランの採択。

パラ 42：C T T C ワークプラン：同ワークプランのアップデートの努力を評価。

パラ 43：ハノイ行動計画の実施を通じ、A R F を更に行動指向型の機関としていく必要性を強調。閣僚は、A S E A N の A R F ユニットが作成した同行動計画実施状況に関するマトリックスを歓迎。

パラ 44：A R F ユニット：同ユニットの活動を称賛。同ユニットの業務増加に鑑み、閣僚は、A S E A N 事務局の一部としての同ユニットの能力及び人材強化の必要性を再確認。

パラ 45：地域安全保障アーキテクチャー：閣僚は、地域安全保障アーキテクチャーの進展における A R F の中心的位置づけを強調。A D M M プラスの創設及び E A S 拡大に留意。また、これら枠組間の重複を避けつつ補完性を強化していく必要を強調。

パラ 46：E E P (有識者) 会合：閣僚は、E E P 会合を更に活用する必要性を強調するとともに、2012年の次期第6回会合をタイ及び米国が共催するとの提案を歓迎。

パラ 47：予防外交：予防外交ワークプランの策定におけるシンガポール、インドネシア及び豪州の活躍を称賛。同ワークプラン採択を契機に A R F がより行動型の機構として発展することへの高い期待を表明。

パラ 48：安保年次概観：これまでの刊行を継続。

パラ 49：トラック 1 及びトラック 2 間の連携の重要性の向上。

パラ 5 0 : 災害管理及び対応 : 閣僚は、本分野はすべての地域機関に共通する関心事項である旨留意するとともに、A R F、E A S、A P E C間の協力強化に向けた努力を歓迎。また、閣僚は、E A Sにおける災害管理及び対応に係る活動への連繋及び右との協力の重要性を強調した。

パラ 5 1 : 閣僚は、A R Fに対する国民の認識を深めるための情報公開の必要性に留意。